

宮城県公立高等学校
教育課程編成の手引

V 主として専門学科において
開設される各教科
【体育】

令和元年6月

宮 城 県 教 育 委 員 会
仙 台 市 教 育 委 員 会
石 巻 市 教 育 委 員 会

10 体育（専門）

(1) 改訂の趣旨及び要点

専門教育に関する改善及び普通教育の体育科、保健体育科の改善の方向性等を踏まえた体育科改訂の方針は以下の3点である。

- ① 体育科で求められる資質・能力を踏まえ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」（資質・能力の三つの柱）の育成を重視し、体育科及び各科目の目標と内容の構造の見直しを図ること。
- ② 「する、みる、支える、知る」などのスポーツの多様な楽しみ方を実践する資質・能力の育成を重視する観点から内容の充実を図ること。
- ③ 生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を重視する観点から内容の充実を図ること。

(2) 教科の目標

専門学科「体育」の目標については、資質・能力の三つの柱を踏まえて示した。具体的には、スポーツへの多様な関わり方についての理解と実践及び生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力を身に付けることを重視した。

また、従前、スポーツの「振興発展」としていたものを、スポーツの「推進及び発展」とした。このことは、従前の高度な技能の習得を中心として社会におけるスポーツを牽引していくことばかりでなく、体育の見方・考え方を働かせ、「する、みる、支える、知る」などのスポーツへの多様な関わり方を自ら実践することを通して、社会における人々の生涯を通じたスポーツの諸課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けて共に関わろうとする意味を強調したものである。

(3) 教科の内容

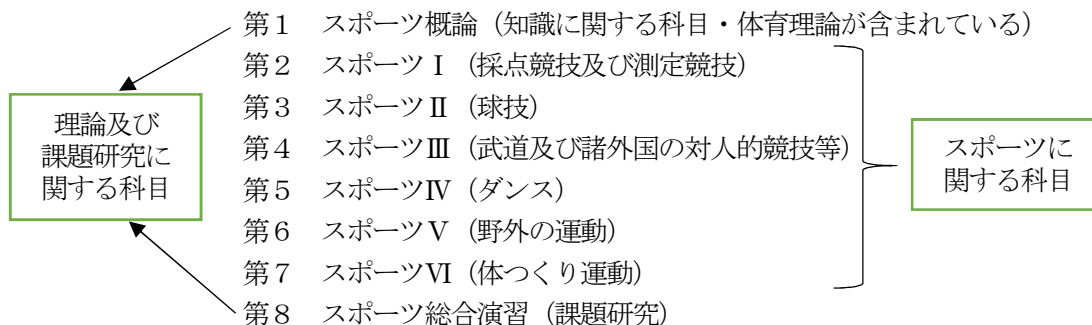
各科目の内容構成については、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱に沿って示した。

また、「スポーツⅠ」から「スポーツⅥ」の内容に「多様な関わり方」を新たに示し、スポーツの楽しみ方を実践する資質・能力やスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を目指すとともに、スポーツを通じた共生社会の実現に寄与する視点を重視した。

そして、「スポーツの多様な楽しみ方を実践する資質・能力の育成」、「生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成」を重視し、各科目の解説において、これらの育成に向けた指導事項を、資質・能力の三つの柱に沿って示すこととした。

さらに、今回の改訂では、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の視点も重視されている。また、専門学科「体育」においても、卒業後の進路は多様化しており、体育系の大学等への進路に加えて、様々な進路の選択が見られる。さらに、スポーツの推進及び発展は、競技等のスポーツの実践者やスポーツ指導者の育成のみならず、「する、みる、支える、知る」といった多様な視点からスポーツの価値や意義が認められ、より多くの国民がスポーツの推進及び発展を支持することによって図られるものである。

(4) 科目の編成



体育科の各科目の標準単位数は、第1章総則第2款の3(1)ウにおいて設置者の定めるところによるものと示している。さらに同(2)イ(ア)において全ての生徒に履修させる単位数について、25単位を下らないこととしている。

(5) 各科目の内容

各科目の内容について、従前からの用語や文言の変更点を下線，及び**太字**で示す。
 なお、標準単位数については、下記のとおりとする。

従前	⇒	改訂
科目及び内容		科目及び内容
【スポーツ概論】（3～6単位）		【スポーツ概論】（3～6単位）
(1) スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴		(1) スポーツの文化的特性や 現代におけるスポーツの発展
(2) スポーツの効果的な学習の仕方		(2) スポーツの効果的な学習の仕方
(3) 豊かなスポーツライフの設計		(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方
(4) スポーツの指導法と安全		(4) スポーツの 多様な 指導法と 健康・安全
(5) スポーツの企画・運営及び管理		(5) スポーツの 企画 と運営
【スポーツⅠ】（1～1.3単位）		【スポーツⅠ】（1～1.3単位）
(1) 採点競技の理解と実践		(1) 採点競技への 多様な関わり方
(2) 測定競技の理解と実践		(2) 測定競技への 多様な関わり方
【スポーツⅡ】（1～1.3単位）		【スポーツⅡ】（1～1.3単位）
(1) ゴール型球技の理解と実践		(1) ゴール型球技への 多様な関わり方
(2) ネット型球技の理解と実践		(2) ネット型球技への 多様な関わり方
(3) ベースボール型球技の理解と実践		(3) ベースボール型球技への 多様な関わり方
(4) ターゲット型球技の理解と実践		(4) ターゲット型球技への 多様な関わり方
【スポーツⅢ】（1～1.3単位）		【スポーツⅢ】（1～1.3単位）
(1) 武道の理解と実践		(1) 武道への 多様な関わり方
(2) 諸外国の対人的競技の理解と実践		(2) 諸外国の対人的競技への 多様な関わり方
【スポーツⅣ】（1～1.3単位）		【スポーツⅣ】（1～1.3単位）
(1) 創造型ダンスの理解と実践		(1) 創造型ダンスへの 多様な関わり方
(2) 伝承型ダンスの理解と実践		(2) 伝承型ダンスへの 多様な関わり方
【スポーツⅤ】（3～6単位）		【スポーツⅤ】（3～6単位）
(1) 自然体験型野外活動の理解と実践		(1) 自然体験型の野外の 運動 への 多様な関わり方
(2) 競技型野外活動の理解と実践		(2) 競技型の野外の 運動 への 多様な関わり方
【スポーツⅥ】（3～6単位）		【スポーツⅥ】（3～6単位）
(1) 体づくり運動の理解と実践		(1) 体づくり運動への 多様な関わり方
(2) 目的に応じた心身の調整の仕方や交流を深めるための運動の仕方の理解と実践		(2) 目的に応じた心身の 気付き や交流を深めるための運動の仕方
(3) ライフステージに応じた運動の計画の立て方の理解と実践		(3) ライフステージ及び ライフスタイル に応じた 体操 や運動の計画の立て方
【スポーツ総合演習】（3～6単位）		【スポーツ総合演習】（3～6単位）
(1) スポーツの知識や実践に関する課題研究		(1) スポーツの 多様な理論 や実践に関する課題研究
(2) スポーツの指導や運営及び管理に関する課題研究		(2) スポーツの 多様な 指導や 企画 と運営に関する課題研究
(3) スポーツを通じた社会参画に関する課題研究		(3) スポーツを通じた 多様な 社会参画に関する課題研究

(6) 指導計画の作成と内容の取扱い

科目及び内容	内容の取扱い			
	入学年次	その次の年次	それ以降の年次	各科目
【スポーツ概論】	必修	必修	必修	(1)～(5)必修
(1) スポーツの文化的特性や現代におけるスポーツの発展				
(2) スポーツの効果的な学習の仕方				
(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方				
(4) スポーツの多様な指導法と健康・安全				
(5) スポーツの企画と運営				
【スポーツⅠ】	スポーツⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳから①以上選択	スポーツⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳから①以上選択	スポーツⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳから①以上選択	(1)又は(2)を選択
(1) 採点競技への多様な関わり方				
(2) 測定競技への多様な関わり方				
【スポーツⅡ】				
(1) ゴール型球技への多様な関わり方				
(2) ネット型球技への多様な関わり方				
(3) ベースボール型球技への多様な関わり方				
(4) ターゲット型球技への多様な関わり方				
【スポーツⅢ】				
(1) 武道への多様な関わり方				
(2) 諸外国の対人的競技への多様な関わり方				
【スポーツⅣ】	(1)又は(2)を選択			
(1) 創造型ダンスへの多様な関わり方				
(2) 伝承型ダンスへの多様な関わり方				
【スポーツⅤ】	必修	必修	必修	(1)又は(2)を選択
(1) 自然体験型の野外の運動への多様な関わり方				
(2) 競技型の野外の運動への多様な関わり方				
【スポーツⅥ】	必修	必修	必修	(1)は入学年次 (2)及び(3)はその次の年次以降
(1) 体づくり運動への多様な関わり方				
(2) 目的に応じた心身の気付きや交流を深めるための運動の仕方				
(3) ライフステージ及びライフスタイルに応じた体操や運動の計画の立て方				
【スポーツ総合演習】	必修	必修	必修	(1)～(3)から①以上選択
(1) スポーツの多様な理論や実践に関する課題研究				
(2) スポーツの多様な指導や企画と運営に関する課題研究				
(3) スポーツを通じた多様な社会参画に関する課題研究				

我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、従前の柔道、剣道、相撲、なぎなた、弓道に加えて、空手道、合気道、少林寺拳法、銃剣道等を適宜取り上げることができることを新たに示した。

従前、「(2)又は(3)のいずれかを選択して取り扱うことができる」としていたものを、「(2)及び(3)はその次の年次以降で取り扱うこととする」と改めた。

指導に当たっては、「スポーツ概論」との関連を図るとともに、体育科に属する他の科目の学習成果を生かし、関係団体等との協力、連携の機会を通して、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等のバランスの良い育成に配慮するものとする。

(7) Q & A

Q 1 「スポーツ総合演習」における「学外の認定資格等」とは、具体的にどのようなものをいうか。

学外の認定資格等とは、協会の審判員資格、段級位資格、救命救急等の資格などを想定しているが、高等学校段階にある専門教育としての単位認定の妥当性について各学校で基準等を設ける必要がある。なお、効果的な学習成果が得られるよう関係団体や大学などとの連携を図るとともに、学内での事前指導や事後指導の充実に取り組むことが大切である。

また、資格取得がすべてになってしまうことなく、より専門的かつ実践的な知識及び技術の習得が図られるよう科目の目標や内容に沿って取り組ませる配慮が必要である。

さらに、地域等における体験的活動については、生徒の健康・安全への配慮及び生徒の過失等への対応が求められるとともに、生徒の負担加重とならないよう十分配慮することとする。